

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年 9 月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年9月30日（月曜日）

午前10時0分開議

午前11時55分休憩

午後1時5分開議

午後1時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

報告第16号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

報告第25号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

請第33号 天草町高浜合資会社上田陶石採掘跡地防災事業計画並びに苓北町株式会社エコアッシュプラント建設に係る疑義について

請第34号 原油価格高騰対策に関する請願

請第36号 終わらない水俣病問題に対し、認定制度の総合的・多角的検討を行い、一日も早く認定業務を再開し、全ての被害者を救済するよう求める請願

請第37号 水俣病認定制度の抜本的改正を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①水銀に関する水俣条約外交会議の開催について

②水俣病対策の状況等について

③PM2.5（微小粒子状物質）の対応方針の改定について

④公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について

⑤平成25年度緊急雇用創出基金事業の取組みについて

⑥くまもと県民発電所構想について

⑦韓国・忠清南道への姉妹提携30周年記念訪問団の派遣について

⑧ブラジル熊本県文化交流協会創立55周年記念式典及びペルー熊本県人移住110周年記念式典への参加について

⑨荒瀬ダムについて

出席委員（7人）

委員長 浦田 祐三子

副委員長 東 充 美

委員 西岡 勝 成

委員 井手 順 雄

委員 小早川 宗 弘
委員 森 浩 二
委員 磯 田 毅
欠席委員（なし）
委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
政策審議監 末 廣 正 男
環境局長 村 山 栄 一
県民生活局長 佐 藤 祐 治
首席審議員兼
環境政策課長 宮 尾 千加子
水俣病保健課長 田 中 義 人
水俣病審査課長 中 山 広 海
環境立県推進課長 福 田 充
環境保全課長 松 田 隆 至
自然保護課長 江 上 憲 二
廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
首席審議員兼
公共関与推進課長 中 島 克 彦
くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
消費生活課長 杉 山 哲 恵
男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
人権同和政策課長 中 富 恭 男
商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一
政策審議監兼
商工政策課長 出 田 貴 康
商工労働局長 森 永 政 英
新産業振興局長 高 口 義 幸
観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
商工振興金融課長 伊 藤 英 典
労働雇用課長 下 村 弘 之
産業人材育成課長 古 森 美津代
産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
企業立地課長 寺 野 慎 吾

首席審議員兼

観光課長 渡 辺 純 一
国際課長 磯 田 淳
くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
企業局

局長 河 野 靖

総括審議員兼次長兼

総務経営課長 古 里 政 信
工務課長 福 原 俊 明
労働委員会事務局

局長 西 岡 由 典
審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時0分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。
それでは、ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、今回付託された請第33号、請第36号及び請第37号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第33号についての説明者を入室させてください。

（請第33号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

（請第33号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りをください。

（請第33号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、請第36号の説明者を入室させてください。

（請第36号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付してありますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

（請第36号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りをください。

（請第36号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、請第37号の説明者を入室させてください。

（請第37号の説明者入室）

○浦田祐三子委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付してありますので、説明のほうは簡潔にてお願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

（請第37号の説明者の趣旨説明）

○浦田祐三子委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第37号の説明者退室）

○浦田祐三子委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題といたしまして、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明は、環境生活部、商工観光労働部の順に受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行

い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部の関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1議案、報告2議案の合計3議案でございます。

第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額9億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は2つございまして、1つは、水俣市立水俣病資料館の増築及び展示改修等に伴いまして、水俣市に対して補助を行うものでございます。もう一つは、国の平成25年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業により交付される補助金を県の環境保全基金に積み立てるものでございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の補正後の予算総額は、294億5,700万円余となります。

次に、報告第16号の公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出及び報告第17号の財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、県出資団体の経営状況を御報告するものでございます。

このほか、いよいよ1週間後に迫りました水銀に関する水俣条約外交会議の開催についてなど4件につきまして、御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

お手元に配付をさせていただいております
経済環境常任委員会説明資料の2ページをお願い申し上げます。

公害保健費でございますが、1,486万9,000
円の増額補正をお願いしております。

その内容につきましては、右側の説明欄に
記載をしておりますが、公害被害者救済対策
費の水俣病関連情報発信支援事業といたしま
して、水俣市立水俣病資料館の増築及び展示
改修に係る調査、設計に対する補助でござい
ます。

水俣病資料館には、年間約5万人の方々
訪れております。その6割が小中学生でござ
います。来館者の増により手狭となり、ま
た、子供さん方にもわかりやすい展示とする
ための改修の設計などについて補正をお願い
するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課で
ございます。

資料3ページをお願いします。

公害対策費としまして、9億円の増額補正
をお願いしております。

右の説明欄をお願いします。

国の平成25年度再生可能エネルギー等導入
推進基金事業に関しまして、9億円の交付決
定がありましたので、これを環境保全基金に
積み立てるものでございます。

この事業は、地域の防災拠点に再生可能エ
ネルギーを導入し、非常時の電源を確保する
もので、昨年度から実施しているところでござ
います。

本県は、昨年度10億円の配分を受けており
まして、合わせて19億円の配分となりました。
市町村とともに有効に活用してまいりたい
と考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし
ます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございま
す。

説明資料の4ページをお願いいたします。

報告第16号でございますが、公益財団法人
水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明す
る書類の提出でございます。

説明に当たりましては、恐縮ですが、別冊
になりますが、法人の経営状況等を説明する
書類というものがございますので、こちらの
ほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、水俣・芦北地域振興財団の沿革でござ
います。当財団は、平成6年の閣議了解
に基づきまして、水俣病の発生によって、経
済的、社会的に深刻な影響を受けた地域の安
定、発展に寄与することを目的に設立されま
した。

その後、平成7年及び平成9年に設立され
ました2つの財団と平成12年に統合いたしま
して、昨年4月1日から公益財団法人に移行
し、現在に至っております。

事業の内容につきましては、右側の図の記
載のとおりでございますが、①から④の各種
助成事業、それから⑤⑥のチッソ株式会社に
対する貸付事業を行っております。また、⑤
⑥のチッソの貸付事業を除きまして、基本的
には、基本財産と運用財産の合計80億円ござ
います。この運用益収入によりまして、助
成事業でしたり、法人の運営を行っております。

なお、あつてはならないことではございま
すが、この財団は、チッソの経営利益が万一患
者補償に支障を来すようなレベルに落ち込ん
だ場合のセーフティーネットの役割も担って
おります。

2ページをお願いいたします。

平成24年度の決算における事業報告でござ
います。

まず、助成事業の内容でございますが、平
成24年度は、(1)にありますように、地域振

興事業として、計20件、3,000万円余の助成を行っております。助成先につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

もやい直しセンターの運営費助成でございます。

水俣市と芦北町でございますもやい直しセンターの運営費に、2分の1以内ということで3,000万円余を助成しております。

6ページをお願いいたします。

(3)環境技術研究開発事業といたしまして、下にございます計4件、1,800万円余を助成しております。

7ページをお願いいたします。

(4)市町福祉対策特別助成事業といたしまして、認定患者の方の24時間介護支援事業を行っている水俣市に対しまして、1,600万円余の助成を行っております。なお、これはチッソからの寄附金を充てております。

8ページをお願いいたします。

貸付事業についてでございます。

これは、財団の大きな役割の一つでございますが、平成21年度に成立いたしました水俣病被害者救済特別措置法、特措法に基づきまして、平成22年度から、チッソに対して、被害者の方々への一時金の支払い資金の貸し付けを行っております。

平成24年度は、太枠の中でございますが、第8回から第12回の5回にわたりまして、これ合計いたしますと、131億円余をチッソに貸し付けております。

なお、特措法に基づきますこれまでの貸付金総額は、その表の一番最下段になりますけれども、708億円余でございます。

なお、9ページにございますが、当財団は、この貸し付けのほかに、平成7年の政治解決の際の一時金支払い資金の貸付金ですとか、チッソへの設備投資資金の貸し付け、これは平成7年から10年にかけてでございます

が、その債権管理も行っております。

続きまして、決算を伴う財務状況を御説明します。

10ページをお願いいたします。

公益財団法人への移行によりまして、若干ちょっと見られない表でございます、恐縮でございます。

正味財産増減計算書になります。この後15ページまでが、この決算書類になります。

10ページ上のほうでございますけれども、(1)の経常収益は、真ん中の欄の当該年度の欄をごらんいただきたいと思うんですけれども、受取利息が3,900万だったり4,600万の合計8,500万円余と、チッソに対する一時金貸付金の利息発生分である長期貸付金利息の10億2,600万円余などを合わせまして、上から6行目ぐらいになりますが、経常収益計で11億2,800万円余でございます。

ただし、このうちチッソへの貸付金利息であります10億2,600万円余は、据置期間中のものでございますので、実際の収入としては入ってまいりません。

(2)の経常費用は、助成事業の支払い助成金ですとか法人運営のものでございまして、表の中ほどでございますが、経常費用計は1億100万円余でございます。

したがって、当期の経常増減額、いわゆる収支差額のようなものでございますが、はその下でございますが、10億2,600万円余のプラスとなります。

次、12ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、当年度の欄をお願いいたします。

普通預金ですとか、国債等の投資有価証券、チッソへの貸付金債権などを合計いたしまして、中ほどにございますが、資産合計は、ちょうど真ん中あたり1,100億円余でございます。

また、中段から下が負債の部でございます

けれども、助成金の未払い金ですとかチッソへの設備投資資金貸し付けのための県からの借入金を合計いたしまして、負債合計、下のほうの欄でございますが、95億円余となっております。

したがいまして、この差額、資産合計から負債合計を引きました財団の正味財産合計は、下から2行目の段でございますが、1,005億円余になります。非常にこれだけ見ますと大きゅうございますけれども、この正味財産のうち約924億円につきましては、チッソへの貸付金及びその利息となっておりますので、チッソから返済がなされた場合には、利息も含めて熊本県に返還するというようになっておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

本年度、25年度の事業計画でございます。

本年度も、昨年同様に、4つの助成事業及びチッソに対する貸付事業を行っていく予定でございます。

最後に、17ページ、本年度の予算でございますが、経常収益につきましても、昨年と同様、基本財産等の受取利息とチッソへの長期貸付金利息などを見込んでいるところでございます。

今後とも適切な法人運営に努めてまいりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

報告第17号財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、先ほどと同様に、別冊資料の経営状況を説明する書類で御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、平成24年度事業概要報告でございます。

I、法人の概況をごらんください。

当財団は、平成19年12月、産業廃棄物の適正な処理、その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、本県のすぐれた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与することを目的に設立されております。

主な事業内容といたしましては、寄附行為に定める事業内容の中で、産業廃棄物の処理に関する事業となりますが、具体的には、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けて取り組んでおります。

基本財産といたしましては、4、基本財産（出捐金）の状況のとおりで、県が200万円を出資し、そのほか、県内市町村、排出事業団体等からの出資を合わせまして576万円となっております。

役員については、そこに掲載のとおりでございます。

次、3ページでございますが、IIの事業の状況でございます。

事業の実施状況ですが、本年3月4日に、建設地の南関町及び隣接地の和水町とそれぞれ県及び財団の3者で、環境保全措置、地域振興策の実施、安全推進委員会の設置などを確認するものとして協定を締結しております。本体工事の着手前に必要な全ての環境アセスメント手続も終了しております。

また、昨年10月に、鹿島・池田・興亜・岩下特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしました。

4ページをお願いいたします。

ほかに、産業廃棄物処理施設設置許可の取得、用地の取得、住民説明会等の開催、周辺井戸調査等を行っております。

次に、契約等に関する事項でございます。

井戸の水質調査、ほか3件の委託契約を行

っております。

続きまして、6ページをごらんください。
決算報告でございます。

貸借対照表、総括表に基づいて、資産等の状況を御説明いたします。合計のみで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、Ⅰ、資産の部ですが、資産合計は9億3,874万円余となっております、主に土地代、建設等の経費でございます。

Ⅱ、負債の部でございますが、合計9億3,295万円余となっております。主には、長期借入金となっております。

3番目、正味財産の部は、正味財産合計が、基本財産を含めて578万円余でございます。

次に、12ページをごらんください。

平成25年度の事業計画でございます。

本年度の事業といたしましては、2の事業内容のとおりで、最終処分場整備に関する事業では、本年5月末には詳細設計が終了し、7月1日には工事に着手いたしました。後ほど、公共関与推進課長のほうから説明があると思っておりますが、着手しております。ほかに、環境影響評価事後調査及び周辺環境モニタリングを実施しております。

また、(2)の公益法人制度改革に関する取り組みといたしまして、当財団は、平成26年4月1日付での公益財団法人への移行を予定しております。

最後に、14ページをごらんください。

平成25年度の当初収支予算書でございます。

経常収支につきましては、預金の受取利息として12万円余でございます。経常費用は、1,585万円となっております。正味財産期末残高は、8億7,991万円余となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部関係の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が9月2日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は緩やかに回復しつつあるとされています。

住宅投資が堅調に推移しているほか、製造業の生産については、輸送用機械において自動車関連が持ち直しており、また、主力の半導体製造装置を含めた一般機械は回復しているなど、緩やかに回復しております。

また、雇用情勢につきましては、7月の有効求人倍率が0.91倍と8カ月連続で上昇しており、労働需給面の改善が続いております。

景気の先行きにつきましては、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に景気回復へ向かうことが期待される一方、海外景気の下振れも懸念される状況です。

商工観光労働部としましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、成長分野に重点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、提出議案の概要につきまして説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係議案1件、報告議案8件です。

経済環境常任委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

9月補正予算でございますが、一般会計で5億6,500万円余の増額補正をお願いしております。

その主なものは、起業後10年以内の企業、団体等による地域に根差した雇用の創出を図る緊急雇用創出基金事業や、2019年女子世界ハンドボール選手権大会の熊本誘致委員会の誘致活動に対する負担金などでございます。

報告議案につきましては、県が出資する財団法人等の経営状況を説明する書類の提出について8件でございます。

そのほか、本日は、平成25年度緊急雇用創出基金事業の取り組みなど4件について御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議よろしく願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

委員会説明資料7ページをお願いいたします。

失業対策総務費の雇用対策費でございますが、緊急雇用創出基金を活用した3事業で5億5,900万円余をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

(1)の緊急雇用創出基金市町村補助事業及び(2)の緊急雇用創出基金事業については、緊急雇用創出基金事業の中の企業支援型地域雇用創造事業として、起業または新分野進出後10年以内の企業を支援し成長を促すことで、地域の雇用の受け皿を確保する事業でございます。

(3)の若年者緊急雇用創出事業でございますが、40歳未満の若年者の雇用と研修、職場実習を実施するものでございます。当初予算で予算措置をさせていただいた210名分に加え、さらに90名分の増額補正をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございますが、緊急雇用創出基金事業について、限度額2億3,500万円余を6億7,300万円余に4億3,000万円

ほど増額変更をお願いしております。

これは、今回増額補正をお願いしております緊急雇用創出基金事業について、事業期間が平成26年度までの2カ年に及ぶため、債務負担行為の限度額を増額変更するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○渡辺観光課長 観光課でございます。

同じく、資料の9ページをお願いいたします。

右の説明欄をお願いいたします。

2019女子世界ハンドボール選手権大会招致支援事業でございまして、2019年女子世界ハンドボール選手権大会の招致活動を行う招致委員会に対します負担金等でございます。

前回、8月19日のこの委員会で御報告いたしましたときに、日本を含め6カ国が手を挙げそうだということでございましたけれども、9月2日に開催計画書が提出されまして、締め切りがございましたけれども、その時点でノルウェーと日本だけということになりましたので、2カ国というふうになります。

10月28日、カタール・ドーハで最終のプレゼンテーションが行われまして、同日、開催国が決定される予定でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 ブランド推進課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

工業振興費といたしまして、258万円を計上しております。

これは、説明欄でございますが、産業展示場施設管理事業といたしまして、熊本産業展示場、いわゆるグランメッセ熊本でございまして、こちらの天井修復のための設計に要する経費でございます。

実は、昨年1月と5月に、天井のボードの一部が破損、落下するということがございました。応急処置を施した上で、安全性確保のために、昨年度展示ホール全体を調査したところでございます。

その結果、天井ボードの全体にわたってクラックを確認しましたことから、本年度設計をして、来年度速やかに施工をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、原因につきましては、熱膨張・収縮により経年劣化ということなどが考えられているところでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

経営状況の報告案件、3本でございます。

まず、委員会説明資料11ページの報告第18号財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の3の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。

1ページの財団の概要でございます。

財団法人熊本テルサは、平成8年に、勤労者等への職業情報の提供、教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供することにより、勤労者の福祉の充実等を図ることを目的として設立しております。

次に、2ページの平成24年度事業状況報告書の報告でございます。

(1)の情報提供事業を初め、教育・研修事業、健康増進事業、教養・文化事業を行いますとともに、(5)の熊本テルサ運営事業として、宿泊、レストラン、婚礼、宴会などにおいて県民に各種のサービスを提供しております。

次に、3ページをお願いいたします。

施設の利用状況を示しております。平成24年度は、約43万4,000人の方々に御利用いた

だいておりますが、レストランの改修工事等に伴います休業による影響などにより、前年度に比べ3万2,000人ほど減少をしております。

次に、5ページをお願いします。

平成24年度の正味財産増減計算書でございます。企業会計における損益計算書に当たるものです。

収益は、経常収益の7億3,200万円余であります。これは、前年度と比べますと、1億2,000万円余の減となっております。また、経常外費用を合わせた費用は、ほぼ8億円となっております。

この結果、当期の正味財産増減額、いわゆる当期の利益ですが、前年度の600万円余から6,700万円余の赤字となっております。これは主に売り上げの減によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

平成24年度の貸借対照表でございます。

Iの資産の部でございますが、1の流動資産が、現金、預金等を合わせまして5,800万円余、2の固定資産が、有形、無形の固定資産、基本財産等を合わせまして4億2,600万円余でございます。これにより、資産合計は4億8,400万円余となっております。

IIの負債の部でございますが、買掛金等の流動負債が4,000万円余となっております。

IIIの正味財産の部でございますが、当年度の赤字も含めて、正味財産は4億4,300万円余となっております。

次に、10ページをお願いします。

ここからは、平成25年度の事業計画でございます。

平成25年度におきましても、平成24年度と同様、勤労者の福祉向上を図ることを目的に、職業等の情報提供や、11ページになりますが、熊本テルサ運営事業など、昨年度と同様の各種事業を行う予定でございます。

また、今年度が最終年度となる新中期経営

改善計画に基づき、さらなるサービス力の向上並びに収入の向上を図ることとしております。

13ページをお願いします。

平成25年度の収支予算書でございます。

本年度予算額の欄ですが、まず、収入の部では、当期の収入合計を9億5,700万円余と見込んでおります。

次に、支出の部ですが、当期支出は合計で9億4,900万円余となっており、収支差は約780万円余を見込んでおります。

以上が財団法人熊本テルサの平成24年度決算及び25年度の事業計画でございます。

なお、当財団は、来年度当初からの一般財団法人移行に向けて準備を進めているところでございますので、あわせて御報告をさせていただきます。

財団法人熊本テルサの経営状況については、以上です。

続きまして、委員会説明資料12ページの報告第19号公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊4の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。

1ページの財団の概要でございます。

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会は、平成3年に、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することを目的に設立されたもので、基本財産は1億円で、全額県の出資によるものです。また、運用財産の約28億円は、県のほかに、市町村、企業等からも出資をいただいております。

2ページをお願いいたします。

平成24年度に実施いたしました事業を記載しております。

協会においては、1、若年者向け支援を事業の大きな柱としており、(1)のキャリア形成支援事業として、セミナーの実施、企業見学等のさまざまな事業を実施しております。

さらに、4ページでございますが、(7)の若年者地域連携事業として、内定者セミナーや若手社員研修等を実施しております。

次に、7ページをお願いします。

正味財産増減計算書でございます。

まず、1の経常増減の部についてですが、経常収益は7,800万円余、経常費用は8,200万円余となっており、差し引き300万円余りのマイナスとなっております。

経常外増減の部ですが、経常外収益は、投資有価証券の評価益で1億3,400万円余、経常外費用として、投資有価証券の売却損、評価損等で1,200万円余、差し引き経常外増減額は1億2,200万円余となります。

この結果、当期利益であります当期一般正味財産増減額は1億1,800万円余でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

平成24年度の貸借対照表でございます。

資産の部ですが、流動資産が3,900万円余、固定資産が31億2,600万円余で、資産合計が31億6,600万円余となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債のみで260万円余、正味財産は31億6,300万円余となっております。

次に、12ページをお願いします。

平成25年度の事業計画でございますが、若年者向け支援と中小企業支援の2つに重点を置いて事業を実施することとしております。

まず、1番目の若年者向け支援では、引き続き(1)のキャリア形成支援を図るとともに、(2)の就職支援事業と(3)のジョブカフェサポート事業を実施いたします。

13ページをお願いします。

(5)の将来の『夢＝仕事』発見事業は、県の委託により、高校生に対して、専修学校等を利用した仕事の実習体験を実施いたします。

(6)の若年者地域連携事業は、熊本労働局

からの委託を受け、若年者に対する職業意識の形成支援や、内定者や若手社員に対するセミナーを開催いたします。

次に、企業支援事業については、企業向けのスキルアップセミナーや人材育成セミナー等を開催して、社員のスキルアップや職場定着等を推進いたします。

次に、15ページをお願いします。

平成25年度の収支予算書でございます。

1の事業活動収入につきましては、運用収入の増加等により、財産の運用収入と受託事業の収入等を合わせ9,300万円余で、2の事業活動支出につきましては9,700万円余となっております。

事業活動収支差額につきましては、マイナス400万円余でございますが、繰越金を取り崩して対応することとしております。

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況については、以上でございます。

続きまして、委員会資料13ページの報告第20号希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊5の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。

まず、1ページの会社の概要でございます。

希望の里ホンダ株式会社は、昭和60年に、宇城市——旧松橋町でございますが、に重度障害者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業株式会社、熊本県、宇城市の3者が出資して設立した第三セクターでございます。資本金は、5,000万円で、本田技研工業が51%、県が44%出資をしております。

2ページをお願いします。

2ページに事業の概要を、それから3ページに会社の概要を記載しております。

当社は、本田技研熊本工場関連の原動機、輸送用機械器具、農機具等の製造を行っており、平成23年度からは、新たに自動車の取り扱いマニュアルの印刷も手がけております。

現在、従業員は52名となっております。

続きまして、4ページの損益計算書をお願いいたします。

売上高が63億1,000万円余、売上原価が62億4,800万円余、販売費及び一般管理費が8,500万円余となったため、営業損益が1,500万円余となっております。ただ、国等からの助成金が2,000万円ほどあり、経常収支は600万円余の黒字となっております。

続きまして、5ページをお願いします。

平成24年度の貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産が7億4,800万円余、固定資産が1億2,200万円余で、合計資産が8億7,100万円余となっております。

次に、負債の部ですが、流動負債と固定負債合計で7億2,300万円余、純資産の部は、資本金と利益剰余金との合計で1億4,800万円余となっております。

7ページをお願いいたします。

平成25年度の事業計画と収支計画でございますが、二輪、汎用部品の生産が減少する一方、四輪部品は増加が見込まれており、組み立て部門の売り上げは前年度並み、組み立て以外では、計測機器の校正業務が開始され、売り上げに寄与することが見込まれており、早急な収益の出る体質づくりとさらなる品質信頼性の向上を進めることとしております。

これにより、売り上げで66億4,200万円余を確保して、8ページの経常収益では816万円余の黒字を達成することとしております。

以上、希望の里ホンダの24年度決算、25年度事業計画についての説明を終わります。

労働雇用課は以上です。よろしく願いいたします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。産業支援課でも3本お願いいたします。

まず、報告第21号でございます。別冊の資料の6をお願いします。

くまもと産業支援財団でございます。

1ページをお開きください。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノポリス技術開発基金の3者が統合いたしまして設立されました財団でございます。ことし4月に、公益財団法人に移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしております。

2ページをお願いいたします。

当財団の基本財産は、6億8,300万円余でございます。熊本県の出資額は、3億1,000万円でございます。出資割合については、45.3%となっております。

組織的には、図にございますように、1部3センター体制でございます。

県内中小企業への産業支援を幅広く行っておりまして、主に企業間のマッチングなどを行います中小企業支援センターと高度技術の推進を図る産学連携推進センターを中核としております。

3ページをお願いいたします。

役員構成、職員の状況でございます。

理事長は、ことし4月から、熊本県知事から商工労働部長にかわっております。現在、職員数は65名、さまざまな立場の職員が所属しており、県からも8名を派遣しておるところでございます。

6ページをお願いいたします。

事業及び会計体系図でございます。

一般会計の中で、事業革新支援以下、13の事業群で事業を実施しております。年間の予算は8億円余りでございまして、事業費ベースで5億円余りでございます。

このほか、当財団の特徴といたしまして、特定の目的のための基金などを原資といたしまして、8つの特別会計を持っております。それぞれに各種事業を展開しているところでございます。

7ページから22ページまで、個別の事業概

要が報告に上がっておりますけれども、数が多いので、詳細は省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

当年度の一番下段でございます。資産合計でございますが、106億2,300万円余でございます。前年度より1億8,700万円余増となっております。

この主な要因といたしましては、特定資産である基金を運用しております債権等が評価増になったことが原因として考えられております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

中段に経常収益計がございます。当年度の経常収益計でございますけれども、24年度、9億5,800万円余でございます。これは、前年度に比較いたしまして、3億1,900万円余の減となっております。これは、国からの委託事業でございます事業の終了に伴う受託事業の収入の減でございます。

次に、28ページ、隣でございますけれども、同じ欄のところで経常費用のほうでございますが、当年度は8億3,900万円余となっております。前年度に比較いたしまして、5億5,300万円余の減でございます。これは、先ほど申しました国の委託事業の終了のほか、設備貸与等の事業実績が減少したことが主な原因でございます。

これらの結果、正味財産の増減の一番下段でございますけれども、当年度は75億ほどでございます。1億6,900万円余の黒字ということになっております。

41ページをお願いいたします。

平成25年度の事業及び会計体系図でございます。

公益財団移行に伴いまして、これまでの事業区分と若干変わっておりますけれども、事業内容については、ほとんど昨年度を踏襲さ

せていただいております。個々の事業につきましては、42ページ以下に記載しておりますが、省略させていただきます。

続きまして、報告第22号でございます。

一般財団法人の熊本県起業化支援センターでございます。

1ページをごらんください。

当センターでは、5番の業務概要の1番目に書いてございます、創業初期や新分野進出期の企業に対する株式の引き受けによる資金提供を行う機関として、平成8年に、県と地元銀行が設立をしているところでございます。

基本財産は、10億円余でございまして、うち5億円が県から、それから投資原資といたしまして7億7,000万円、うち県が5億円を出資しているところでございます。

4ページをごらんください。

24年度の事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業でございますが、まず、24年度につきましては、2社に対しまして2,000万円の株式投資を行っております。そのほか、25年度の投資案件として2件を決定させていただいております。

これに伴いまして、5ページの一番上でございますが、これまでの投資実績7年間の累計でございますけれども、79件、6億6,000万円余となっております。

次に、保有株式等の処分でございます。

所有している株式につきましては、引き受け期間の10年が経過いたしますと、原則、企業等に売却いたします。24年度は、4件、4,000万円を売却しております。また、投資先企業の破産手続等の終結によりまして、4件、計3,900万円余の減損処理を行っております。

それから、投資事業以外に事業活動の主なものといたしまして、起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関する事業等も行っております。主にくまもとベンチャーマーケット、

これを年4回開催しているところでございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。総資産は18億円余となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございます。

まず、経常収益につきましては、前年度と比較いたしまして2,000万円余の増となっております。これは、運用を5年国債から20年国債に変更した運用益増によるものでございます。

ただ、先ほど申しましたように、3,900万円の減損処理を行った結果、下段の一番下にございます正味財産期末の残高は1,945万円減となっておりますところでございます。

25年度事業計画につきましては、引き続き投資活動などによる起業化支援に努めてまいります。詳細は、11ページ以降に記載しておりますが、省略させていただきます。

続きまして、報告第23号株式会社テクノインキュベーションセンターでございます。

1ページをお開きください。

当センターは、平成12年に設立しております。益城町のテクノリサーチパーク内の貸し工場の運営管理を行っている第三セクターでございます。施設は、4棟11室で、資本金は10億7,000万円、熊本県と中小企業基盤整備機構が50%ずつ出資をしておるところでございます。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

現在、11室中、10室が入居中でございます。その不動産収入が、24年度売上高として4,500万円余でございます。経常利益が1,330万円余、当期純利益が774万円余となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は10億8,900万円余で、借り受

け等はございません。

次に、12ページをお願いいたします。

25年度の事業収支計画書でございます。

経常利益といたしまして757万円余、当期純利益といたしまして462万円余の黒字を見込んでおるところでございます。

産業支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○寺野企業立地課長 報告第24号の県有地信託の事務処理状況について御説明します。

資料は、同じく別冊の県有地信託の事務処理状況を説明する書類で御報告いたします。

信託財産は、1ページの1、信託の概要に記載のとおり、熊本市中央区花畑町にあります県有地約747平米でございます。県と三井住友信託銀行との間で、昭和61年10月に県有地信託契約を締結しており、現在の土地の所有は三井住友信託銀行となっております。

内容は、信託業務を引き受けました三井住友信託銀行が、当該地にオフィスビルを建設しまして、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入などから諸経費や信託報酬などの管理運営費を差し引き、利益が出た場合は、信託配当金として県に納付するものでございます。

事業実績につきましては、1ページの2、第27期事業実績報告書に記載しております。

(2)の当期の損益計算書をごらんください。

収入は、右の欄に記載のとおり、賃貸収入4,355万円余とその他の合計で5,082万円余でございます。支出は、左側でございますが、借入金利息以下1,507万円余で、差し引き信託利益金が3,575万円余でございます。

2ページをお願いします。

(3)の第27期信託利益金処分計算書でございます。先ほどの信託利益金の取り扱いの説明となります。

信託利益金は、信託契約に基づきまして処

分を行うため、借入金等元本返済金相当額や資本的支出の額として2,306万円余、修繕積立金として868万円余の合計3,175万円余を元本に組み入れ、400万円が県への配当となりました。

(4)は、信託建物の改修工事の報告でございます。

当建物は建築後24年が経過しておりまして、オフィスビルとしての機能保全のために、①の変圧器の更新を行う受変電設備改修など、記載の工事を実施しております。

(5)は、貸借対照表であります。現金が3,967万円余、借入金残高は6,897万円余となりまして、前期より1,963万円余減少しております。

最後は、3ページをお願いいたします。

今年度の事業計画でございます。

収支計画につきまして、収入は4,355万円余の賃貸収入で、前期と同様の収入が見込まれております。支出は、主に借入金、元本返済金やその他の管理費用に充てるよう予定しております。

収入及び支出とも、前期とほぼ同額を予定しており、信託配当金も、前期と同額の400万円が確保できる見込みでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

委員会説明資料18ページ、報告第25号一般財団法人熊本県伝統工芸館に係る経営状況を説明する資料の提出について御説明いたします。

内容につきましては、同じく別冊の資料により説明させていただきます。

別冊の資料の1ページでございます。伝統工芸館の概要を記載しております。

当法人は、熊本県伝統工芸館の管理運営財団といたしまして、昭和57年6月に設立をい

たしました。平成18年から、指定管理者制度が導入されておりますが、引き続き、同施設の指定管理者として、現在2期目に入っているところでございます。また、公益法人制度改革により、平成22年11月1日付で、一般財団法人へと移行しているところでございます。

なお、一番下のところでございますけれども、平成24年度、昨年30周年を迎えましたのを機に、耐震改修工事のため、10月1日から3月31日まで休館しているところでございます。

次に、2ページから13ページまでが、昨年度の事業実施状況を記載しているところでございます。

2ページ下段の表の一番下の右側にございますけれども、熊本県伝統工芸館の昨年度の延べ利用者総数、約9万人となっているところでございます。

右側の3ページの下の表をごらんください。

平成12年をピークに右肩下がりで減少しておりましたけれども、平成23年度には増加に転じているところでございます。平成24年度は、先ほど御説明いたしましたように、半年間休館してございますので、およそ倍にさせていただきますと、平成23年度並みの入館者があったかなというふうに考えているところでございます。

平成23年度からは、新たに展示室を確保いたしましたして、工芸士のニーズに応えたことや広報の充実強化に努めた結果、来場者数の増加につながったものと判断しております。

次に、4ページをお願いいたします。

上の表でございますけれども、一番右側が24年度の実績でございます。こちらも半年間の数字でございますので、展示室、和室等につきましては、前年度並みの利用というふうなことで、高い利用日数になっているところでございます。

次に、5ページから13ページまでは、昨年度の事業内容の説明となっているところでございます。

簡単に御説明いたします。7ページをお願いいたします。

③熊本県伝統工芸館収蔵品巡回展でございますが、昨年度は、半年間の休館期間を利用いたしまして、開設以来初めてとなります巡回展を県内16カ所で行いました。日ごろ伝統工芸に触れる機会の比較的小さい方々にさまざまな工芸品に親しんでいただくよい機会となったのではないかと考えているところでございます。

次に、14ページから18ページまでは、昨年度の収支計算書類でございます。

なお、14ページは大変小そうございますので、別添ということでA3判の用紙を2枚用意してございますので、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。右のほうに一般財団法人熊本県伝統工芸館と記載があり、左側に決算書、これで説明をさせていただきたいと思っております。

表のAと記しているところがございまして、こちらが平成24年度の事業活動収入決算額でございます。約9,200万円となっております。Aが2つございますが、右側の欄のAのところの記載でございます。

主な内訳といたしましては、県からの受託金7,300万円のほか、展示即売室における販売手数料約930万円、使用料、観覧料約580万円となっているところでございます。

次に、ちょっと下にまいりますと、Bの欄でございますが、こちらが昨年度の事業活動収支決算額でございます。約9,680万円となっております。給料、福利厚生などの人件費、施設の保守等に係る経費でございます。

すぐ下、Cの欄でございますが、事業活動収支差額として約480万円の赤字となっております。これは、昨年度、耐震改修工事の実施に合わせまして、施設の自主的な修繕を

実施したことなどによるものでございます。

さらに、ずっと下をごらんいただきますと、Dのところでございますが、投資活動収支も含めました当期繰越収支差額は、Dの欄の約480万円の赤字となっておりますが、前年度からの繰越金を含めると、そのすぐ下、Eの欄でもお示ししてございますように、次期繰越収支差額が約410万円の黒字となっておりまして、25年度への繰り越しをしたところでございます。

済みません、本編のほうに戻りまして、19ページから25ページまでが、25年度の事業計画でございます。

この中で、20ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうに企画展示の表がございます。この一番上でございますが、ことし4月、リニューアルオープンを記念いたしまして、第30回日本伝統漆芸展を九州で初めて開催いたしました。また、表の4番目でございますけれども、7月から9月にかけて、石川県加賀の伝統工芸展を開催いたしまして、九谷焼や輪島塗などのすぐれた工芸品の展示をしたところでございます。

それ以外にもさまざまな事業を展開し、本県の伝統に育まれた伝統的工芸品、産業全般につきまして、その振興、活性化を図るよう努めていくこととしていただいております。

本年度の収支予算でございます。26ページをお願いいたします。

こちら、先ほどのA3判のほうを使って説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

平成25年度収支予算書でございます。

先ほどと同じように、Aの欄でございますが、事業活動収入予算額でございます。約1億330万円になってございます。前年度比で約1,500万円増としております。

次に、下のほうに移動していただきます

と、事業活動支出計でございますが、約1億565万円となっております。前年度比で約900万円の増でございます。

すぐ下のCの欄でございますが、事業活動収支差額、約234万円の赤字となっております。投資活動収支差額150万円を合わせまして、その下のDの欄になりますけれども、当期収支差額は約100万円の赤字となっております。

ただ、前期繰越金と合わせると、次期繰越収支差額、これが一番下のEの欄になりますけれども、約300万円となりまして、26年度に繰り越す予定としております。

指定管理者といたしまして、限られた予算の中で、効率的、効果的な管理運営を行うため、これまで以上にコスト削減の努力を行う一方で、利用者にとってさらに魅力ある事業を展開し、より多くの皆様方に利用していただける施設づくりに努めていただくこととしております。

以上をもちまして、伝統工芸館の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——ないですか。

○西岡勝成委員 産業支援課かな。

要するに、今産学官の連携で、どういう事業——さっき説明のあったような事業がありますけれども、ほかに何かあります。

○奥菌産業支援課長 大きなものといましては、前回の委員会で御説明しましたように、KUMADAIマグネというものがございまして、これも、産学官連携によりましてそこまで育ててまいりました。

それから、現在、有機薄膜関係の技術ということで、今鋭意やっております。これにつきましても、国からお金をとるときには、や

はり大学、それから産業界というところでスクラムを組んでやってまいっております。

そのほかに、いっぱい種はございます。産学官の連携につきましては、そういう、通常リストと言っておところはございますけれども、大学の研究者とか、それと企業の経営者ですね。あるいは、産業センターの技術者とかそういうところが、ふだんから酒を飲みながら、次の技術を——こういうところがおもしろいんじゃないかとかいうようなことで連携をする場がございます。そういった中で、次なるネタを探しているというようなことでございます。

○西岡勝成委員 県内で、先ほど話が合ったマグネシウム合金、有機薄膜を含めて、いろいろ成果がかなり期待されている部分もあるし、実際、もう現実問題として、成果が上がっているようなものもあるんですけれども、後でちょっと請願のほうでもお願いしたいんですけれども、エネルギー関係で、省エネ関係のそういう研究テーマなんていうのは、産学官の中には要望はあってないんですか。

○奥菌産業支援課長 重要なテーマの一つというふうに思っております、特に、以前は、いわゆるエネルギー効率といいたしかね、原油あたりの効率をいかに高めるかということだったんですけれども、今、例えばバイオのエネルギーで新しいシステムでやれないかと。エネルギー自体は、いろんなやり方で可能でございます。その原油価格等が高騰してきている、あるいはさっきの原子力の問題があるというところで、かなりいろんな形でそういうものをやれるんじゃないかという、逆の意味で可能性は出てきたというふうに思っておりますので、それぞれのところで研究者はいらっしゃると思いますので、そういった可能性については今後期待をしているところでございます。

○西岡勝成委員 よろしくお願ひいたします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 この伝統工芸館のことですけれども、経営状況を説明していただきました。

それで、私も県議になってからもうことしでちょうど10年なんですけれども、最初2～3年は県の施設で気づかぬだったわけですね、伝統工芸館というのが。何かちょうど熊本城の近くにあるというふうなことで、デザイン的にも熊本県立美術館と設計者も同じじゃないかなと思うとですけれども、ちょっと似とるようなデザイン、タイル張りのところでしょう。

たまたま何かのチラシで、イグサの何かの伝統工芸品のときに、これ4～5年ぐらい前に行ったんですけれども、非常にコンパクトなところで企画的にも大変おもしろい企画だったと思うとですけれども、なかなか宣伝が非常にまだまだ不十分ではないかなという感じがしとつとですよね。

もっと効率的に——どういう手を使うかといったらあれですけれども、今の現状、どういうふうなこの企画展とか、来場者をふやすための取り組みをしよるのかというのを、もう少し詳しく聞かせていただければと思います。

○成尾くまもとブランド推進課長 お手元の資料でいきますと、8ページにございますけれども、8ページの3番目の伝統的工芸品産業の振興及び発展に関する事業の部分にございます。いわゆる広報活動といたしまして、ホームページが中心となってくるところでございます。こちらのほうを現在は積極的に頻

繁に更新しているというふうな状況でございます。

それから、②でございますように、催事案内につきましても、積極的に——ここに年に2回と書いてございますけれども、パンフレット等を配布しましたりしているところでございます。さらには、熊日の夕刊あたりに展示情報等を出すというふうなことで、積極的にやっているところでございます。

さらに、⑤でございます、友の会あたりとタイアップいたしました会報も出しているところでございます。

ただ、やはり施設の性格上、伝統的工芸品に関心のある皆様が情報に触れやすいということで、一般の県民の皆様方にはなかなか目に触れる機会がないというのは、委員御指摘のとおりだというふうに考えておりますので、今後も積極的に広報活動に努めてまいりたいと思います。

ただ、実は、ことしの4月に漆芸展を開催しました折には、くまモンを——漆芸展のセミナー、これは国のいわゆる人間国宝の方のセミナーがあったんですけれども、この方とくまモンがコラボし情報発信することによりまして、やはりふだんおなじみのない方がくまモンに引かれて施設にやってくるというような効果も見られましたので、そういうことも含めまして、今後私どもも施設と一緒にしまして積極的に情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○小早川宗弘委員 別添資料の中で、3ページ、平成12年とか平成13年は、これ25万人以上を年間集めた施設というふうなことで、ぜひ——最近はずっと減少傾向、横ばいにはなっておりますけれども、できるだけこういう施設を利用して、熊本県の伝統文化、そういったものの情報発信基地としての機能をさらにやっぱり高めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○西岡勝成委員 先ほど、部長から、雇用情勢について、8カ月連続で上昇していると。非常にいいことだと思うんですが、我々も新聞紙上あたりでも見ておりますが、あとは内容ですよ。

要するに、臨採とか、派遣社員とか、そういうところでふえてきているのか。安定した雇用の中で、若者たちが安心して結婚にしても何にしても生活ができるような体制をつくっていかないと、なかなか最終的には景気の下支えにもなっていないと思うんですが、中身については、どう把握されてます、雇用の。

○下村労働雇用課長 先ほど部長からも説明がありましたように、雇用状況につきましては、有効求人倍率が0.91ということで上昇を続けておるところでございます。

ただ、先ほど先生からお話がありました、正規、非正規という点でいきますと、非正規雇用については、最近の調査では、全国ベースで38.2%、それから熊本県では36.8%ということで、非正規率は上昇をしているところでございます。

○真崎商工観光労働部長 5年前の数字からいくと、2.2%ぐらい、2.2ポイントぐらいは上昇しています。34.6から36.8になったんですか。

○下村労働雇用課長 そうですね。36.8%でございます。

○真崎商工観光労働部長 全国より若干低目なんですけれども、やはり3人に1人ぐらいは非正規というふうなことになります。

○西岡勝成委員 いろいろ基金もつくったりして、雇用対策をやってきてますよね。そういう成果が上がっているとは思うんですけども、やっぱり基本的には定期の雇用者をふやしていかないと、この安定性というのかな、そういうのはなかなか、やっぱり社会の継続性という面からも非常に問題があると思いますので、ぜひ、そこまで踏み込んだ対策というか、それはなかなか非常に難しい部分はあると思いますけれども、ぜひ——ただ一時的な雇用を解消するんじゃなくて、やっぱり長い目で安定した雇用につながっていかないと、やっぱり日本の国の経済が安定した形にならないし、社会構造もいろいろなことの問題点が出てきているわけですから、その辺もぜひひとつ考慮に入れながら、施策の推進をお願いいたしておきたいと。

○真崎商工観光労働部長 これまでも、例えば企業誘致の場合も、立地いただける企業様と話をする中で、そういう正規雇用——当時は、派遣法が改正前、当時といいますか、私が企業立地課長だったときは、ということがあって、派遣がすごく多くなってきておりました。今は、派遣法の改正で、派遣が減ってその分請負がその減った分を埋めているような、数値の上でなっております。

これまでも、誘致企業の経営陣に対しては、本県の雇用に貢献していただきたい、正規雇用ということを働きかけてまいりましたが、企業さんはやっぱりそれぞれ事情があって、いろいろ景気の波の、何といいますか、勧奨みたいな形で、派遣とか請負とか非正規を使われるところがあります。絶対だめだと、熊本県に立地するのはそれが条件だとまでは私ども言えないものですから。ただ、できるだけ正規雇用につながるように、今後お願いなり働きかけはしていきたいと思っております。

○西岡勝成委員 最後に。

大企業よりも、かえって中小企業のほうが人間味があって、本当、そういうことを含めて考えてる企業が多いと思いますよ。大企業は、もう自分の利益最優先で、そういう景気の波とかそういうことを考えてますけれども、やっぱりその辺が本当は問題であって、その辺もなかなか難しいとは思いますが、基本的な考え方として、そういうものを含めながら雇用対策を進めてください。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第33号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

請第33号について御説明いたします。

この請願につきましては、廃棄物処理法を所管いたします私ども廃棄物対策課と砕石法を所管します産業支援課にまたがっておりますが、私のほうで一括して御説明させていただきます。

まず、請願にあります事案の概要でございますが、株式会社エコアッシュが、天草市天草町高浜に、九州電力株式会社苓北発電所か

ら発生する石炭灰、これは集塵器で集められた灰でございまして、フライアッシュと呼ばれております。こういうものを原料といたしまして、建設資材として盛り土材を製造する産業廃棄物の処理施設を設置する計画を進めております。その計画によりますと、製造された盛り土材を上田陶石合資会社の採石場採掘現場の防災工事に使用されることということになっております。

請願書にありますが、地元住民の方々に對しまして開催された説明会におきまして、地元住民の十分な理解が得られたとは言いがたい状況でございまして、このような背景がありまして、このたびの請願がなされたところでございまして。

このたびの請願の趣旨は、まず、石炭灰に少なからず重金属が含まれておりますことから、排出者であります九州電力株式会社及びそれを原料に建設資材を製造いたします株式会社エコアッシュに対し、その安全性について十分な説明を実施すること、また、本県に對しまして、株式会社エコアッシュが製造します建設資材の安全性を確認すること及び上田陶石合資会社に対し、採石場防災工事事業の必要性について十分な説明を実施することを求めているというものでございまして。

県としましては、当県独自で制定しております熊本県産業廃棄物指導要綱に基づきまして、地元市に對して、意見を聴取しながら、関係者間の調整に努めるなど、事前指導を行っているところでございまして。天草市が開催された地元の説明会へ職員が直接出向くなど、地元関係者に対してでもできるだけの説明を行っているところではございますが、いまだに環境面等に対する不安は払拭されておられません。

今後とも、石炭灰の排出者としての九州電力、事業者としてのエコアッシュ及び防災工事の施工者である上田陶石にも十分な協力を得ながら、地域住民の不安解消につながるよ

うにしっかりと説明責任を果たすことが必要であるというふうに考えております。

また、当該製品の安全性に関しましても、現在、検体を採取の上、検査を行っているところで、検査結果に応じまして、必要な事前指導等におきまして、必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございまして。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 まず、九電苓北火電のごみ捨て場、300万立米か、そのぐらいの用地があるんですけども、そこには、フライアッシュですか、とかいろいろな石炭灰を含めて埋め立てをし、その管理状態というのは、同じような品物、要するにフライアッシュ、アッシュクリートの前の段階ですよ。今九電の前に埋め立てている、要するに灰はですね。

それが、要するに300万立米の用地の中に、今徐々にフル稼働しよりますから早いペースで埋め立てられているんですけども、そこからは、そういう有害物質が流出をしたり、例えば、あそこはもう何も天井があるわけじゃないので、そのまま雨はしみ込む、太陽の光も注ぐ、そういう流れの中で、果たして海への影響というのはないのかなと、まず心配するんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○坂本廃棄物対策課長 先生がおっしゃるのは、苓北火電の横にあります最終埋立地がございまして。それが300万立米ぐらいの埋立容量がございまして。そのうち、大体ほぼ今6割ぐらいが埋まっているような状況で、あと4割ぐらい残余が残っているというような状況でございまして。

それで、埋立地については、当然石炭灰を

そのまま埋めまして、あと覆土をするんですね。通常の埋め立てと同じようなやり方をいたしますけれども、覆土をしまして徐々に埋め立てていくというやり方を今やっております。

当然、海の中をせきとめて埋立地をつくっておりますので、ある海水を排出していくというような状況にあります。その海水につきましては、出口のところで全て排出基準をクリアできるかどうかということの検査を行いまして、何らか異常値が発生したときには、それをシャットアウトするような形状に設計をされております。常時、会社のほうでも検査を行うとともに、行政のほうでも保健所で常時立入検査を行っているところでございまして、今のところ異常値は発生しておりません。

それと、海域についての影響については、環境保全課等でも海域の調査も行っておりますので、今のところ問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 アッシュクリートというのは、要するに、そういう灰なりすすをセメントとか水で固めたやつですよ。製品ですよ。すると、片一方でそういう現物のやつが置かれて、その雨水といいますかね、要するに、そこにたまった水は余り影響が出てないということであれば、そんなに心配するもんじゃないんじゃないかという、ある意味感じもするんですが、しかし、一番最初県が許可したときには、苓北だけの範囲でアッシュクリートを使うのは認めといて、その後いろいろな要因があったんでしょうけれども、22年には、それを更新するときに、3つの条件、要するに使用区域は苓北町内に限ることと、使用先は苓北町の公共事業及び苓北町が認める民間工事に限る、住民等、地元関係者に十分な説明を行うというような、そ

ういう項目がずばっと22年の3月の更新時期に抜けとるんですけれども、これは地元公表といいますか、こういうのはどうやって周知するんですか。周知はもう、ただその会社との間だけの話であって、外した理由とかそういうのは、どうやって広報するんです。

○坂本廃棄物対策課長 住民等に外したことをそのままお伝えするということは、基本的にはやっております。ただ、外したときの経緯といたしまして、苓北町が安全監視委員会的なものをつくりまして、そこで安全監視をずっとやってきて常時異常がないと。それと、エコアッシュさんのほうでも実証プラントをつくりまして、その中で実証実験をやっていたいております。

そういうものを総合的に勘案して、そのアッシュクリートというものからいろんな重金属が溶出しないということを、一応私どもの検査と、それと自主検査も含めまして出ておりましたので、総合的なものを勘案しまして、そのときに3つ、地域のエリアの制限とか、そういうものを決めております。

産業廃棄物の処理法で、中間処理の施設につきまして、通常、エリアを設定するということは基本的にはない状況です。そのときに、あくまでエリアを設定したのが特別であったというふうに、私どもは認識をしております。

○西岡勝成委員 逆に、それはエリアを特定したのが特別なことだと、普通はしないと。

○坂本廃棄物対策課長 今申し上げましたように、エリアを特別に設定するということは、廃炉みたいなものをどうにかするという感じになってしまいますので、白か黒かということで原則はやっておりますので、エリアを設定するという形の条件つけというのは、廃棄物法上は余り好ましいやり方ではない。

ただし、苓北町の強い御希望、それと、安全に関しまして、委員会等で、徹底して自分たちで責任を持ってやるということの申し入れもございましたので、そういうやり方をやったのだというふうに考えております。

○西岡勝成委員 2次製品を過度に心配してもいかぬ部分があると思うんですけども、きょうも陳情者から話がありましたように、300万立米という、ある意味防災工事の中で、そういう産業廃棄物の2次加工品を盛り土材なりいろいろなものに使っていくというようなことですので、非常にやっぱり地元の皆さん方、特に高浜の上流の、要するに水源地帯ですよね。水源地帯にしても、農業の涵養水にしても、要するに農業用水にしても、非常に大事な部分で、そういうものを山の中に仮に私有地であれ使う計画があるということは、非常に心配な向きがあるので、我々も天草の3名のそこの選挙区を持つ県議団が紹介議員になっているんですけども、やっぱり国なり県なり——要するに排出するのは九電ですよね。九電の苓北火電でわかっとなるわけです。排出業者、それと防災を考えた上田陶石、それと県、市町村、私は、国も一体となって、このことには——今原発がとまって火電あたりがフル稼働してるわけですから、そういう中で、灰は物すごい量で日本全国出てきとるわけですよ。

そういう流れの中で、きちっとした——有害物質があることは、もう現実あるわけです。わかっとなるわけで、それが、そういう加工、2次製品で完全に何年も何十年もシャットアウトできるのかというような疑問を持たれるのは、私は当然だと思うし、特に熊本県は、水俣病という過去に大きな負の財産を持つところであるし、10月には水銀会議もするというようなことの中で、このことをきちっとやっぱり県は受けとめて、納得のできるまで地域住民の方々に説明する、それは排

出業者も施工する人たちも含めて説明する必要があると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○坂本廃棄物対策課長 西岡先生のおっしゃるとおりだと私も思います。先ほど私の説明でも申し上げましたように、そこは真摯に対応させていただきたいと思います。

今、あくまで申請が出ているわけではございませんで、事前指導をやっている段階でございますので、その段階で、しっかり相手のほうからも、エコアッシュさん並びに上田陶石さんのほうにも——300万立米とかいうお話がありますが、住民の方から廃棄物を埋め立ててるんじゃないかという誤解が生じないような必要最低限のやっぱり施工というのが必要だろうというふうに私も考えておりますので、産業支援課のほうと十分連携をさせていただきながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員 よろしくをお願いします。

○奥菌産業支援課長 今回、アッシュクリートの利用が、碎石の防災目的ということで説明をされていることを踏まえまして、当課といたしましても、環境部局と連携をいたしまして、防災施設の必要性、妥当性につきまして、住民に対して十分に説明を行うよう、上田陶石等指導してまいりたいと考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、採決に入ります。

請第33号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

採択でよろしいですか。それでは、採択とすることに決定いたしました。

次に、請第34号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○出田政策審議監 請第34号について御説明いたします。

近年の原油価格の急激な高騰が牛深地域の水産加工業経営に深刻な影響を与えており、第1に、燃料価格の高騰に対する補填等の支援措置、第2に、加工における燃費効率化について、産学官連携による調査研究を求められているものでございます。

まず、補填等の支援措置についてでございますが、特に昨今の円安により、さらには原油価格の上昇を招いていることから、特に原油を多く使用する製造あるいは運輸業において経営を圧迫する大きな要因となっております。

県では、原油高の影響等により、経営の安定に支障を来している中小企業者には融資制度を設けて対応しているところでございますが、国、県を通じて、原油価格上昇分の補填をする制度はございません。

なお、農業あるいは漁業において農業者や漁業者が積み立てを行い、原油価格が基準を超えた場合に差額の半分等を国が負担し補填するなどの制度が設けられているところでございます。

次に、調査研究についてでございますが、各企業においても省エネについては日々努力されておられます。木質バイオマスボイラーなどの技術革新も進んでいるところでございます。設備の導入、あるいは工程の見直しなどのソフト面の生産現場における技術開発などについては、産業技術センターを中心に、相談あるいは指導を行っているところでございます。

先ほど、奥菌産業支援課長から申し上げましたとおり、産学官連携についても、技術的な課題の内容に応じて取り組んでいるところでございます。

執行部からの説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 各先生方にも御理解をいただきたいんですが、先ほど、本来なら請願者が説明に来るべきところではございましたけれども、きょうは来ておりません。

私も、この水産加工組合の組合長を6年ほど仰せつかった経緯もありますので、ちょっと補足説明させていただきたいと思っておりますが、牛深の水産加工組合というのは、雑節といいまして、かつおぶし以外は雑節と言うんですね。イワシ節とか、サバ節とか。かつおぶしは、かつおぶしという名前がついておりますが、ほかのサバ節とかアジ節とかイワシ節は、雑節と言うものですから、私が組合長のときに、雑節はおかしкаろうということで、牛深節と名前を変えた経緯があるんですけれども、全国のうどん、そば、ないしラーメン、最近ラーメンも使っていますけれども、だしの原料を生産しているところで、一時は沼津、焼津と肩を並べておったんですけれども、最近、沼津、焼津が都市化するとともに、牛深が非常に主要産地に変わりました、全国一の生産量でございます。

なかなか、先生方も、この雑節加工業というのは御存じないと思いますけれども、売り上げ的にも——先ほど、きょうは八代の先生方お二人いらっしゃいますが、イグサと変わらぬ生産量、イグサが65億ぐらいと聞きますので、大体同じような生産量を持っているところでございまして、牛深の非常に大事な伝統産業、地場産業と言っても過言じゃないんですけれども、もともとはまき網船が加工までやってたんです。ちょうど今のノリ養殖業者と一緒に、ノリ養殖業者が加工まで乾かすまでやってるようなあれなんですけれども、だんだんだんだん業種が分化しまして、それ

それぞれの事業に加工もなってきた。まさしく1.5次なんですね。商工観光労働部に属するのか、水産部に属するのか、非常にわかりづらい産業形態じゃあるんですよ。

それで、先ほどお話がありましたように、漁業には、漁船の燃油はいろいろな対策費がついておりますが、加工にはそういうことでなかなかそれがつかない。しかも、イグサの場合は、経費に占める割合が燃油は大体1割ぐらいなんですね。生産する中で燃油の占める割合。

それと、水産加工業というのは、特に最近温暖化もありまして、冬場は天然の風とかなんとかで乾かすんですが、夏場からもう半年以上は重油とか電気で乾燥させていく割合が高くなってきておりまして、経費の割合が大体3割から4割。燃油とか、そういう光熱費といいますか、そういう部分の割合が高いものですから、今度の円安による原油高、電気代の高騰は、非常に伝統産業に大きな影響を与えているということでございますので、先ほども申しましたように、伝統産業ゆえになかなか、科学的なメスを入れて、乾燥する機械とか、そういうのがなかなかできてない部分もありますので、産学官の中で対応してほしいと思いますし、できれば、融資なりそういう面でも協力をしていただければ非常に助かると。

非常に厳しいこの流れの中、大体1,000万で済むような——大体2億円のうちに、原油だけですけれども、経費が燃油代だけで1,000万かかっていたところが、今度は1,500万ぐらいに1.5倍になっているんですね。10年前に比べますと、3倍燃油が高くなってきていますので、非常に経営的にも厳しいということをお理解いただいて、御判断をいただければと思います。

○井手順雄委員 関連。

西岡先生のおっしゃることは十分に理解で

きますし、この水産業の加工というのは、大変原油を使うというようなところであります。

今お話にありましたように、もうすぐノリが始まります。ノリも、これも乾燥に原油を使うと。やっぱりそういう中で、売り上げの2割強の費用が要ると。そしてまた、今のこの原油高で、ことしも大変懸念しているところでありまして、年間の推移といいますと、1枚当たりの単価がどんどん下がっております。そういったところで、ことしあたりが大変厳しくなるんじゃないかなというようなことであります。

そういった意味では、今回この請願が上がっております。このことに関しては、いわゆる水産加工、魚の加工と。そういった意味では、ノリというのも加工でありまして、年間90億から100億というような有明海が一番主になる売り上げであります。

そういった意味では、こういった特化したところの請願という形で、特定ですたいね、特定の請願というよりも、そういうことであれば、今度はノリに関してまた請願を上げてとか、そういったことであるような感じがいたします。

もう十分理解はしておりますけれども、こういった請願ということは、いわゆる漁業者全体からの請願ということでやったら、まだこれは通りがいいのかなという思いもいたしますので、そういったところを——これは質問じゃないたいね。私の考えでありますけれども、そういったような気がいたします。これに対しての考え方といいますか、述べさせていただきます。

以上です。答弁要りません。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、採決に入ります。

請第34号については、いかがいたしましょうか。

（「継続をお願いします」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 継続でよろしいですか。

○井手順雄委員 済みません、もう一回。

今言いましたように、次回、もうちょっと水産関係団体の皆さん方と協議をして、もう一回改めて請願を出すようなちょっと行動を試してみたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○浦田祐三子委員長 わかりました。

それでは、請第34号につきましては、継続という形で決定をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、請第36号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

請第36号について御説明します。

請願の大まかな趣旨としては、水俣病の認定制度及びその基準を改めよというものです。

まず、水俣病の認定業務についてですが、これは国の法定受託事務であり、したがって、その基準についても環境省が処理基準を示し、県はそれに基づいて業務を行うものと考えます。

ことし4月に、最高裁判決がありました。環境省は、現行の認定基準は判決でも否定されていないとの見解です。さらに、判決の中で、申請者の症候が一定の組み合わせを満たしていない場合でも、判断するには総合的な検討が重要であるとされましたので、現在、環境省が主体となって、総合的な検討について具体化をする作業を行っているところです。県も、認定業務の実務を担う立場から、この作業に積極的に協力しています。

なお、現在、公健法に基づく認定申請の件数は329件となっております。それぞれの申請ごとに、疫学調査、検診という一連の手続きがありますが、申請者の皆様の個々の状況等も踏まえながら進めていくとともに、認定審査につきましても、総合的な検討の具体化の状況を見ながら行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、次に採決に入ります。

請第36号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 磯田委員は……。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第36号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「不採択ですね」と呼び、その他発言する者あり）

○浦田祐三子委員長 失礼いたしました。採択、不採択の両方の御意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第36号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○浦田祐三子委員長 挙手少数と認めます。よって、請第36号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第37号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

請第37号について御説明します。

この請願につきましても、先ほどの請第36号と同様、大まかな趣旨としては、水俣病の認定制度及びその基準を改めよということですので、認定業務が国の法定受託事務である等、先ほど御説明したとおりです。

なお、請願者である水俣病被害者互助会においては、会長を初めとする会員9名が、現在、国、県、チッソを相手取り損害賠償請求訴訟を提起しております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、採決に入ります。

請第37号については、いかがいたしますか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 採択、不採択の両方の御意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第37号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます

（賛成者挙手）

○浦田祐三子委員長 挙手少数と認めます。よって、請第37号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいをいたしたいと思います。

これから報告事項に入りますけれども、一旦お昼の休憩を挟ませていただきたいと思います

ますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、午後1時5分から再開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時55分休憩

午後1時5分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、1時5分となりましたので、委員会を再開させていただきます。

ただいまより報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から4件、商工観光労働部から4件、企業局から1件あっております。

まず、説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1について、環境政策課から説明をお願いします。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。お世話になります。

環境生活部の報告事項の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

来週7日から11日にかけて開催されます外交会議について、概要を御説明申し上げます。

まず、1番の経緯でございますが、地球規模で水銀による環境汚染が懸念されておりまして、2010年から、UNEP、国連環境計画を中心に、条約制定に向けた交渉が進められてまいりました。

日本政府は、この外交会議の招致に努め、水俣病を経験した熊本県も、水俣病のような悲劇を地球上で二度と起こしてはならないという教訓や地域再生の取り組み等を内外に発信する責務があり、招致に努めてまいりました。

ことし1月の第5回の政府間交渉委員会、

INC5で、条約名を水銀に関する水俣条約とすることですとか、条約を採択する外交会議を10月に熊本市と水俣市で開催することが決定されたものでございます。

2番の概要でございます。

当初の予定は、140カ国、800人の見込みでございます。9月14日時点のが、そこに書いてございますが、ちょうど先週の時点では、メディアを入れますと1,000人ほどの規模の登録が今なされている状況でございます。

(2)の外交会議の開催支援でございます。

我々地元といたしましては、会議の円滑な運営支援、それから水俣病関連ですとか環境関連の情報発信、それと会議参加者の方々へのおもてなしという3つの視点から準備を進めさせていただいております。

なお、一番最後の行でございますが、熊本市、水俣市の子供たちや市民の方々、あるいは、語学ボランティアの方初め、約2,400人体制できめ細やかに対応してまいります。

2ページをお願いいたします。

日程でございます。

まず、10月の7、8の冒頭2日間は、いわゆる準備会合がございます。事務レベルの会合でございます。10月9日が外交会議1日目でございますが、ここは水俣訪問日ということで、水俣の視察だったり、夕方は、文化会館で記念式典、レセプションというようなスケジュールになっております。ここには、議会からも地元の県議の皆様方初め御参加いただくことにしております。

10月10日、外交会議2日目、ここで、いわゆる条約の採択ですとか署名だったりという会が行われます。各国のステートメントという各国のスピーチも行われます。夜は、熊本城のレセプションで熊本城の奉行丸でやらせていただきます。こちらには、議長ですとか浦田委員長、東副委員長にもお願いしたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

参加者のお出迎え体制でございます。

ほとんどが140カ国の方々をお迎えするのは恐らく熊本県でも初めてだと思いますが、九州初めて、熊本初めてという方も少なくないと思いますので、お出迎え体制で、福岡空港に4カ所、熊本空港に1カ所、熊本駅に2カ所ということで、ウエルカムデスクを置かまして、ホテル等を確認させていただいて、安全に確実にホテルに着いていただく、会場に着いていただくというような体制をとっております。

空港等では、無料のバスクーポンをお配りするとともに、一番お客様が入ってこられるであろう10月6日と、VIPが多いであろう8日の日には、県下の女将の会の皆様方の御協力をいただきましてお出迎えをさせていただきます。

また、熊本市内に入りまして、上通、下通、新市街の主要のところにサブデスクを置かまして、レストランの情報提供だったり、道に迷われないようにしたり、あるいはドラッグストアとかコンビニとかといった、そういった御案内もさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

水俣訪問のプログラムでございます。

半日コースと終日コースとございまして、一般的な半日コースでございます。ここは、新幹線を2台といいましょうか、2つ貸し切っておいでいただきます。

右側のほうは、水俣病患者の皆様方とか、あるいは水俣病の歴史を学ぶコースの御参加の方たちは、バスで朝から御参加いただいて昼ごろ合流するという形でございます。

午後は、エコパークのほうで慰霊碑の献花、あるいは植樹、VIPの方たちには記念植樹もやっていただこうと思っております。水俣病資料館ですとか環境センターのほうでは、パネル展示等の情報発信、水俣病情報センターでは、語り部の方々による講話等も予定しております。地元の皆様方との市民交流

ですとか物販も予定しております。

夕方17時からが、セレモニアルオープニングでございまして、主催である国連環境計画の挨拶、それからホストの環境大臣の御挨拶、それから知事というような形で考えております。

次が、5ページで、エコパークでございしますが、テロ対策ですとかセキュリティが非常に厳しいところなものですから、熊本の会議も、ホテル日航熊本を全館貸し切りでIDバッジがないと入れないというようなものでございしますが、エコパークも大変広い会場ですけれども、このような形で、進入禁止ライン、進出禁止ラインというところで二重にセキュリティに対応していくというところで、県警ですとかUNEPの警備等とも今調整させていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。

ホテル日航熊本がメイン会場になりますけれども、ホテル日航熊本の5階フロアでは、ここに書いてありますように、県、市の情報発信ですとか、熊本市の地下水のPR、国連「命の水」最優秀賞のPRですとか、あと折り鶴コーナーでございしますが、水俣にお供える折り鶴を皆様方と一緒に体験させていただいて、折り鶴のボランティアの方たちに御協力いただいてつくるというようなコーナーもつくっております。それから、観光PRですとか、インフォメーションデスク、トラベルデスク、熊本のお菓子を提供する部分、観光のPRといったところも御用意しております。

それから、一般県民の方々は、セキュリティが厳しくて入れないものですから、びぶれす広場のほうで情報発信をさせていただくということで考えております。

7ページは、今やらせていただいております歓迎装飾の写真でございます。

最後、8ページでございますが、記念品でございます。

上のタンブラーは、ごみをなるべく出さないようにということで、熊本市と水俣の子供たちに一人一人絵を描いていただいて、それを1,000個参加者の皆様方にはお持ちいただくことにしております。

そのほか、熊本城の手拭いですとか、水俣は、患者さん方が心を込めてつくられたお土産と記念品等も準備させていただいております。

準備まであと1週間足らずでございますけれども、円滑に会議が進みますように、また、熊本に来てよかったと、水俣に来てよかったと思っていただけるように、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項2につきまして、水俣病審査課と水俣病保健課から説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。
資料の9ページをお願いします。

1の4月の最高裁判決以降の水俣病対策の主な経緯につきましては、6月の当委員会で、6月20日にノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟が提起されたことを御報告いたしました。その後、特に大きな動きはございません。ただ、資料には記載しておりますが、新聞等によりますと、本日、このノーモア第2次訴訟が143名の規模で追加提訴がなされるとの報道がなされております。

次に、資料の2、最高裁判決後の国・県の動きについてですが、2段落目の「また」以降に記載してありますように、県として、環境省すなわち国に対して、①、多角的・総合的な検討について、認定業務の運用、執行に際して必要な通知を行うこと、②、検討を行うに当たり留意する点を明記し、県が判断す

る際に活用できる具体的な指針となるよう配慮することなどを要望しているところです。

次に、10ページをお願いします。

3、認定業務の状況ですが、(1)のところ、8月31日現在の認定申請者数は329人となっております。

次に、4の水俣病に関する裁判の状況についてですが、先ほど御説明したノーモア2次のほかに、現在、水俣病被害者互助会による国家賠償等請求訴訟が提起されており、訴訟の件数は2件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続きまして、5の特措法による救済の取り組みについてでございます。

(1)の申請者数及び表にしておりますその内訳につきましては、前回の委員会から変更ございませんので、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、対象者の確定に向けまして、引き続き最大限の努力を行いますとともに、相談窓口などでの対応に取り組んでまいります。

保健課、以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項3について、環境保全課から説明をお願いします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の11ページをお願いいたします。

前回の委員会で、大気汚染物質、PM2.5のこれまでの対応状況について御報告いたしました。

今回、PM2.5の注意喚起の対応方針について改定を行いましたので、その概要について御説明いたします。

まず、これまでの対応状況についてでございます。

1、国は、ことしに入り、大陸からの越境移流が国内でも確認されるなど問題化したことから、専門家会合を開催いたしまして、本年2月、PM2.5の注意喚起の暫定指針を定めました。

その主な内容でございますが、健康への影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準を1日平均値70マイクログラム・パー・立方メートルとしまして、これを暫定指針値として定めました。

その予測判断としまして、当日の午前5時から7時の1時間値の平均値が複数局で85マイクログラム・パー・立方メートルを超えた場合、暫定指針値を超えると判断しまして、注意喚起を行うこととされました。

注意喚起は、一日の参考情報の目安とするため、通勤通学など多くの人が活動を始める前の午前中の早目の時間帯に行うとされております。

この指針を受けまして、本県では、県民へのリスクの幅を広く捉えまして、早朝5時、6時、7時の1時間値が1局でも85マイクログラム・パー・立方メートルを超えた場合、暫定指針値を超えると判断しまして、注意喚起情報を行う対応を定め、3月5日から運用を開始し、これまで5回の注意喚起を行ったところでございます。

2の対応方針の課題及び見直しの検討でございます。

これまでの観測データや大気状況から、地域によるPM2.5の濃度差があることや測定機器の通信異常などの発生、また、県民などからの日中時の濃度情報や解除情報などの要望などを踏まえまして、より精度の高い予測判断や県民へのきめ細やかな情報発信を図るため、今回注意喚起の見直しを行い、9月20日から運用することといたしました。

3の対応方針の主な改定内容でございます。

す。

まず、(1)の注意喚起の判断方法及び情報提供を変更いたしました。

これまでの早朝時での予測判断を国の指針値と同様とし、午前5時から7時までの3時間の平均値が2局以上で85マイクログラム・パー・立方メートルを超過した場合に、注意喚起を行うことに改めました。

また、日中においても、現在情報による判断を新たに採用いたしまして、当日の午前1時から各時間帯までの平均値が1局でも70マイクログラム・パー・立方メートルを超過した場合、注意喚起を行うことといたしました。

12ページをお願いいたします。

その下の13ページに、今申し上げました、早朝時、日中時での予測判断時間、情報提供の時間帯を図示しております。

(2)これまでの注意喚起の地域でございます。

これまで県内一円としておりましたけれども、県内を県北、県央、県南、天草地域の4つに区分して注意喚起を行います。

次に、新たに注意喚起の解除情報を提供することといたしました。

これまでの注意喚起の解除は、翌日午前0時をもって自動解除としておりましたが、地域内の全ての局の1時間値が2時間連続して70マイクログラム・パー・立方メートル未満になった場合、解除情報を新たに提供いたします。

14ページに、地域区分、解除情報の時間帯を図示しております。

恐れ入ります。12ページの(4)をお願いいたします。

注意喚起の周知内容について、今回、県民にとって必要以上の行動抑制につながらないように配慮いたしまして、適切な表現に改めました。

4の注意喚起の周知方法でございます。

これまでどおり、市町村、関係機関などにメール、ファクス、また、県ホームページなどにより、きめ細やかな情報提供に努めてまいります。

最後に、5の今後の取り組みでございますが、PM2.5の測定機器を固定局4カ所と移動測定車に増設し、観測体制を強化してまいります。また、大気環境情報のホームページで注意喚起情報や日平均値濃度を表示するなど、情報提供を拡充いたします。ともに本年12月末の完了予定で現在作業を行っております。

あわせて、今年度末までに大気汚染常時監視システムを全面更新いたしまして、通信機能の向上を図る予定でございます。

1つ飛びまして、さらに本年度からPM2.5の成分分析を実施しておりまして、これにより、発生源の解明、あるいは県内への影響を把握するために、大学などを初め、国、各県と連携した調査研究に努めてまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項4について、公共関与推進課から説明をお願いします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

17ページをお願いいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について御報告いたします。

1の目的は省略し、2の最近の取り組み状況について、前回委員会以降の取り組みを御報告申し上げます。

まず、(1)の安全推進委員会の開催でございますが、安全推進委員会は、処分場の建設及び運営の安全を確認することを目的として、環境整備事業団を事務局として県及び地元代表者で構成するものですが、その第1回目会合を開催し、工事の内容及びスケジュール

ル等について説明を行いました。この委員会は、今後も定期的に開催していく予定です。

(2)の工事関係でございますが、次のページをごらんください。カラーページでございます。

おかげをもちまして、7月に着工し、8月29日に業者主催の安全祈願祭がとり行われ、現在、建設地のため池の水抜きが完了し、敷地内の造成工事を実施しております。

今後、埋立地の造成工事を本格化させ、12月ごろから、覆蓋施設、屋根施設の基礎工事に着手する予定であります。

なお、工事期間中は、節目節目で安全推進委員による現地視察などを実施し、地元の方に直接安全を確認していただこうと考えております。

なお、本事業につきましては、今後2年間着々と工事が進んでまいります、大きな変化があった場合に、改めて状況報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項5について、労働雇用課から説明をお願いします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

商工観光労働部の委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

平成25年度緊急雇用創出基金事業の取り組みについて御説明いたします。

まず、上段の県事業分についてですが、6月補正までで72事業、18億6,000万円で、1,065人の雇用創出を見込んでございます。

今回、追加分として、9事業、3億9,000万円を計画し、216人の雇用を創出することとしております。

次に、中段の市町村事業分についてですが、6月補正までで、309事業、15億8,000万

円で、1,032人の雇用創出を見込んでございます。

今回の追加分として、17事業、1億7,000万円の計画で、137名の雇用創出を見込んでおります。

次に、平成24年度までの執行状況について御説明いたします。

下段の緊急雇用創出基金の執行状況をごらんください。

これまでの積立額の合計は207億円余、執行額は165億円、新規雇用者数は1万8,848人となっております。

また、次ページに県事業の追加分の一覧を添付しております。

労働雇用課は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項6について、エネルギー政策課から説明をお願いします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

くまもと県民発電所構想の概要について御説明をいたします。

まず、構想の背景ですが、本県の豊かな再生可能エネルギーの多くが、県外資本により開発され、利益が県外に流出し、これを県民が電気料金の賦課金という形で負担している状況がございます。これを県民にできる限り利益が享受できるような仕組みができないかとの問題意識のもとに構想したものであります。

基本的な考え方は、県民による県民のための発電所とし、県民によるとは、具体には、県内事業者が事業に参画し、県民も地域も事業に広くかわり、県民が資金面でも参画し、県内で事業が実施されること言います。県民のためのとは、具体には、資金を拠出した県民等に利益還元がなされ、事業者の発電収益の一部が地域貢献のため地元還元さ

れ、事業を契機に地域の活性化につながり、そして持続可能な分散型電源が県内各地に確保されていくことでございます。

そして、3に掲げるような要件を充足し、次ページの4に掲げておりますような認証機関の認証を受けたものを、熊本の方式によりまずくまもと県民発電所と呼ぶことにしております。

事業主体については、熊本県内に事業等の拠点を置く事業主体とし、事業を実施するに当たっての資金調達については、寄附や匿名組合契約や私募債など、県民が広く参画できる資金調達方法を選択いただけるようにし、相応の利益還元も行い、さらに発電事業利益の一部を地元還元したり、建設に当たってはできる限りの地元優先調達等を促すこととしております。

そして、4に掲げております学識者等から成りますくまもと県民発電所認証委員会を設置し、5の認証を受けた場合のメリットとしては、県有地等の優先貸し出し、各種許認可申請等への支援、広報宣伝、事業者のイメージアップなどが考えられます。

そこで、県では、6に記載のとおり、具体的には、旧天草東高校グラウンド、南関町の公共関与最終処分場の2カ所で、太陽光発電を実施する場合の事業可能性を調査いたしました。

結果は、表のとおり、旧天草東高校においては、20年間で、利益が約1億4,600万円、公共関与最終処分場については、約3億5,600万円との試算結果を得ております。

そして、7の今後の展開ですが、まずは、事業調査や事業期間が短く、資金規模も比較的低額な太陽光発電、6の2カ所で成功事例をつくりまして、ほかの地域に波及させたいと考えております。そして、今後、太陽光以外の小水力、地熱等の発電事業に広がっていければと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議

のほどお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項7及び報告事項8につきまして、国際課から説明をお願いします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

国際課からは、報告事項7及び8について御報告申し上げます。

まず、資料5ページをお願いいたします。

韓国・忠清南道への姉妹提携30周年記念訪問団の派遣についてでございます。

昭和58年1月22日に、本県と忠清南道とが姉妹提携を行いましてから、本年1月で30周年を迎えました。これを記念し、来る10月14日から17日にかけて、知事、県議会、民間交流団体等の約70人が忠清南道を訪問します。

今回の主な記念行事といたしましては、両知事を初め訪問団が歩いた道を「友情の道」と命名し、記念碑設置、記念植樹等を行うほか、レセプションへの出席、両県道の中学2年生の選抜チームによる親善サッカー大会の開催を予定しております。

また、来る11月8日から10日にかけては、忠清南道からの訪問団を熊本県内に受け入れる方向で、現在調整を進めております。

続きまして、資料6ページをお願いいたします。

ブラジル熊本県文化交流協会創立55周年記念式典及びペルー熊本県人移住110周年記念式典への参加についてでございます。

本年は、ブラジルの熊本県人会であるブラジル熊本県文化交流協会の創立55周年及びペルーへの熊本県人の移住が始まってから110周年の節目の年であり、それぞれ記念式典が予定されております。

県としましては、この機会に議会や民間交流団体の皆さんとともに両国を訪問してそれぞれ記念式典に出席するとともに、現地の大使や総領事などの関係先への表敬訪問、元留

学生などとの意見交換等を通じ、現地県人会との関係強化や本県の国際化の推進を図ってまいることとしております。期間は、11月7日から11月20日の14日間を予定しております。

以上2点、御報告申し上げます。

○浦田祐三子委員長 それでは、報告事項9につきまして、企業局から説明をお願いいたします。

○古里企業局総括審議員 それでは、企業局の資料をお願いしたいと思います。

荒瀬ダムの撤去工事に関する取り組み状況でございます。

まず、1ページの1のダム撤去工事についてでございます。

(1)のところでございますが、本年7月に地元への工事説明会を開催しております。

次に、(2)の①現在の施工状況でございます。

下の図になりますが、上流から下流を見たものでございます。青色の部分でございます。

右側の門柱1基、それから洪水吐きゲート2門を撤去しております。現在は、その下にあります写真のとおりとなっているところでございます。

次に、今後の予定でございます。下の図のオレンジ色の部分でございます。

残されておりました水位低下装置1門の設置、中ほどの洪水吐きゲート2門、それから右岸側の門柱2基及び管理橋の撤去を予定しているところでございます。

それから、今後撤去工事の中心となりますのは、コンクリートの破碎撤去等でございます。そのために、2ページに示しておりますとおり、3つの工法、上から順に、制御発破、ワイヤーによる切断、油圧による破碎によることとしております。

本格化の前に、一番右の門柱におきまして、この3つの工法により試験施工を行ったところでございます。

特に、9月11日に実施しました制御発破につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。

写真のとおり、発破による破碎効果が見られております。これは60年近く前の工事でありますことから、3ページの下の右側の鉄筋と書いてあります写真をごらんいただければいいと思いますが、丸い鉄筋が使用されておりました。現在は、異形と申しまして、ぎざぎざの形になっておりまして、コンクリートと鉄筋が剥がれにくくなっております。

また、その下の写真でございますが、骨材も表面が滑らかな河川内の玉石を使用されておりました。現在は、碎石の利用が主流でございます。

このように、現在の使用とは異なっている部分があり、コンクリートが剥離しやすかったのではないかと考えております。

制御発破につきましては、さらに当該コンクリートの引っ張り強度の試験を行い、また、ワイヤーによる切断、油圧による破碎により取り出しましたコンクリートの塊を安全な場所で破碎するなどして、必要なデータを収集したいと思っております。

これらのデータの分析評価を受けまして、火薬等の専門家やフォローアップ専門委員会の委員、さらには関係機関への御意見をお聞きした上で、今後本格化しますコンクリートの破碎の工事に反映させていくこととしております。

引き続き、撤去工事につきましては、安全と環境に最大限配慮した上で実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしました。

これより質疑を受けたいと思いますが、質疑のあられる方はいらっしゃいますか。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 水俣病の訴訟の件ですけれども、和解した時点で、そういう人たちはもちろん含まれて——今のノーモア・ミナマタの訴訟には含まれておらぬとですよ、弁護士も含めて。

○田中水俣病保健課長 ノーモア・ミナマタの2回目の訴訟についてのお尋ねでございます。

もとより原告の方々につきましては、前回和解をした方々は1人も入っておりません。ただ、御支援をなさっている弁護士さんの中には、前回の訴訟のときに原告の代理人になった方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○西岡勝成委員 それは矛盾しないんですか。要するに、団体加算金も含めて和解を弁護士がされて、同じ弁護士が、また別の訴訟に加わるということは、問題ないの。

○田中水俣病保健課長 前回の、要するに和解にかかわられた弁護士さんがいらっしゃいますが、今御指摘がありました団体加算金の法的な意味、それにつきまして疑義があるということで、私ども被告のほうとしまして、裁判所のほうに、その点について、これから主張する、そのための今準備を考えているところでございます。

○西岡勝成委員 これは、当然やっぱり主張をしていかないと、和解した後に、また同じ弁護士が訴訟を起こすというのは、とんでもない話で、ぜひお願いします。

もう1つ、ほかにいいですか。

荒瀬ダムの撤去に関してですけれども、瀬

戸石ダムに、前は水がたまったときには送りがよかったですよね、多分。たまった水を瀬戸石に返しよったろ。瀬戸石が下の荒瀬からくみよったというのは、ありますか。ない。

○古里企業局総括審議員 下流ですので、瀬戸石ダムのほうに荒瀬ダムから水を供給するということでございますか。そういうことはないと思います。

○西岡勝成委員 じゃあ、荒瀬がなくなって、瀬戸石には何も関係ない。

○古里企業局総括審議員 荒瀬がなくなること、瀬戸石ダムの発電機といいますか、これは大変大きな発電機でしたので、瀬戸石では水をためて一気にその発電機を回すことができた。ですから、瀬戸石ダムは、荒瀬ダムがあることで、そういう何といいますか、変な言い方ですが、水の調整が荒瀬ダムでやりますので、比較的自由にできたということです。

○西岡勝成委員 言ってる意味がわからぬ。もうちょっと……。

○福原工務課長 今の件なんですけれども、瀬戸石発電所の最低使用水量というのが55トンでございました。55トン以上ないと発電できない。荒瀬ダム藤本発電所があったときには、それが水をためて55トンで1日のうち数時間運転していた。55トン以上ですね。それが荒瀬ダムが開放したことによって、それをやってしまうと下流に水変動が生じます。発電をしたときには水がどっとふえて、発電をとめたときには水位が下がるとかですね。それをやられると、漁業だとか大量の農業用水の取水等に影響がありますので、現在は発電を一部犠牲にされて、そういう利水者の便に役立っている。

今後、発電機を、小さな水量でも——水車ですね、でも発電できるようなものを、改修計画といいますか、それを立てられてるといふふうに聞いております。

○西岡勝成委員 要するに、発電量を瀬戸石ダムは抑えてると、今のところ、ですね。

○福原工務課長 はい、そのとおりです。

○西岡勝成委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 最後に、その他でございますが、委員の先生方から何かございませんか。

○森浩二委員 大したことじゃなかったですけど、廃棄物対策課に。

周りから相談受けて、うちの近所に原付バイクを捨てて置いてあつとですよ。ナンバープレートを外してですね。で、警察に言ったら、ナンバープレートがなくて所有者がわからぬけん、これは捨ててあるけんと言うて、市のほうに行っとつとですよ。市のほうは、これは盗品かもわからぬけん、警察に言うてくれて。全然移動でけぬとですよ。そういうのはどがんすつとよかったですか。捨てるわけにいかぬでしょう。

○坂本廃棄物対策課長 今の件でございすけれども、それはよく両方で話し合っていたくしか……。

○森浩二委員 警察と市で。

○坂本廃棄物対策課長 はい。

○森浩二委員 所有者の土地があるでしょう。それをその辺に捨てるわけにいかぬどたい。

○坂本廃棄物対策課長 それはもう不法投棄になりますので……。

○森浩二委員 誰か不法投棄したわけよね。だけん……。

○坂本廃棄物対策課長 多分ナンバープレートが外れてても、周りの聞き取りだとか——私たちも、そういうものの不法投棄の場所とかへ入ったときは、いろいろ聞き込みをしたりとか、原因究明をいろいろやりながら、それと地元の市町並びに警察のほうとも協力しながらやりますので、一度現場を私のほうも一回見させていただいて、先生のほうと現場を……。

○森浩二委員 4カ月ぐらいあつとよ、もう。

○浦田祐三子委員長 森委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会につきましては、11月1日午前10時からを予定いたしております。

なお、正式通知につきましては、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

経済環境常任委員会委員長